

特 記 仕 様 書

(趣 旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工 事 名 入東区・道路等築造工事(その5)
- ・工事箇所 狭山市大字南入曽地内

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)に基づき、次の対象工事について、契約後速やかに COBRIS に登録のうえ「再生資源利用促進計画書」の作成及び「登録証明書」を施工計画書に添付し提出すること。また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書」を作成し提出すること。

○再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)

- ① 1,000 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t 以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額 100 万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)

- ① 1,000 m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で、200 t 以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額 100 万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェスト A 標、B2 標、D 標、E 標を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D 標、E 標の写しを提出する。

(建設廃棄物の再資源化等)

第4条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所在地
セメコン	(株)山一商事 リサイクルセンター	川越市大字下赤坂 1 8 1 2
アスコン	東亜道路工業(株)・(株)佐藤渡辺 共同企業体 埼玉アスコン	川越市大字下赤坂 1 8 1 7

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

- 2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条第 1 項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第 1 項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進等に基づく再生資材利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成 14 年 3 月 18 日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(建設発生土の搬出)

第 5 条 建設発生土は、下記へ持ち込むこととする。ただし、発注後、明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

	施設の名称	所在地
建設発生土	(株)ホートー 川越リサイクルセンター	川越市下赤坂 1 8 0 0—3

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

- 2 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。
- 3 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

(再生資材の利用)

第6条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再 生 砂		管周り埋戻し、敷き砂、クッション砂
再生クラッシャーラン	R C - 4 0	基礎下・路盤材
再生粒調碎石	R M - 4 0	路盤材

再生砂利用にあたり六価クロム抽出検査を要します。

(近隣への配慮)

第7条 受注者は、近隣住民へ配慮した施工計画を行うほか、特に騒音・振動等によって周辺の住環境に影響がないように努めなければならない。

(工事ヤード・仮設通路)

第8条 受注者は、他工事の状況により工事ヤードや仮設通路を共有で使用する場合は、監督員の指示に従い他工事業者と協力すること。

2 工事ヤードについては、整理整頓を徹底し、近隣家屋へ飛散物がないよう注意すること。

(道路反射鏡について)

第9条 道路反射鏡については、発注者と協議の上、設置位置及び仕様について定めること。

2 前項の内容について協議が整った場合、変更契約の対象とする。

(地下埋設物について)

第10条 地下埋設物が発見された場合、発注者と協議すること。

2 前項の内容について協議が整った場合、変更契約の対象とする。